

## 夢洲 IR カジノ「違約金なく協定解除」3年延長

9月29日の中之島中央公会堂で開かれた夢洲 IR カジノ住民訴訟「報告会」で、当日の朝日新聞記事について、参加者から質問があった。質問に関係する記事を紹介する。

大阪府・市は7年後の開業へ準備を急ぐ方針だが、建設が予定通り進まない「リスク」も指摘されている。その一つが、協定に明記された「解除権」。資金調達や土地の整備などの「事業前提条件」が整わず、事業実施が困難と判断した場合、事業者が違約金無しで協定を解除できる取り決めだ。

解除権は元々、協定の前段階で府市と事業者が結んでいた「基本協定」で定めていた。今年9月が解除権の期限とされてきたが、「事業実施を最終判断できる状況ではない」という事業者の要求を受けて2026年9月まで3年間延長された。協定では、水道や電気、現場の仮囲いなどの準備工事について24年夏ごろの開始を想定。この工事の前に事業前提条件を満たし、解除権を失効させなければならないことも規定されている。

この記事に関連して「実施協定」骨子案を再読したが、工事開始と事業前提条件を満たす解除権の失効に関して、直接的に該当する条文は見当たらなかった。「事業用定期借地権設定契約書」骨子案の1ページに、「事業前提条件充足日の3営業日後又は市とSPCが別途合意した日（但し、本件 IR 施設の建設及び整備の着工前）に現状有姿にて引渡し」と。事業前提条件充足、解除権の失効が土地引渡しの条件となっている。

→第5条（引渡し）

5ページには土地課題対策費用の支払いについて、次のように明記されている。土地課題対策費用は、土地引渡し及び建設着工が行われた場合に、債務負担行為（事項・期間・限度額）の範囲内で、支払期日に実施協定が有効に存続していることを条件に、市が合理的に判断する範囲内で支払う。

契約書第13条の5(本件土地課題対策費用) \*一部略

1 甲及び乙は、本件土地課題対策費用は、本件土地の最初の引渡し並びに本件 IR 施設の建設及び整備の着工が行われた場合に、本件債務負担行為として予算に定められた事項、期間及び限度額の範囲内で、本条第2項に定める各支払期日において、本実施協定が有効に存続していることを条件として、甲が合理的に判断する範囲内で甲から乙に支払われることを確認する。

2 甲から乙への本件土地課題対策費用の支払期日は、次の各号のとおりとする。但し、本件債務負担行為（開業前）に基づく本件土地課題対策費用の支払いに関しては、原則として2024年度以降、本件 IR 施設の開業までの支払いとし、本件 IR 施設の開業までの支払いを実現できるよう甲及び乙は相互に合理的な努力を行う。

(2023年10月5日)